

○学校法人東京電機大学情報システム構築運用基本方針

情報統括責任者
総合メディアセンター

（目的）

第1条 学校法人東京電機大学（以下「本法人」という。）の情報システムは、学園の使命である「技術で社会に貢献する人材の育成」の実現、及び中学校・高等学校の校訓「人間らしく生きる」を実践するため、本法人のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として構築され、運用されるものである。各校へ設置される情報システムを、多角的かつ包括的な視点から設計・構築し、安定した運用を実現することを目的とし、「学校法人東京電機大学情報システム構築運用基本方針」（以下「本方針」という。）を規定する。

（構築の基本方針）

第2条 本法人は、情報関連技術や設備の積極的な導入により、教育・研究に関わる環境及び管理運営に係る環境を強化し、学校法人としてふさわしい情報システムを構築するとともに、高度な情報セキュリティを実現する。

（運用の基本方針）

第3条 第1条の目的を達するため、本法人の情報システムは、円滑で効果的な情報流通（情報生成から利用者への伝達）を図り、質の高い教育・研究・運営環境を提供するために、適切な組織と規程により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、供用される。

（情報システムの構築・運用等）

第4条 本法人の情報システムの構築・運用等は、原則として総合メディアセンターが担う。

（実施手順等の作成）

第5条 具体的な実施規程や手順等は、本方針に基づき、別に定めることとする。

（遵守義務）

第6条 本法人が設置する情報システムの構築及び運用の業務に携わる者は、本方針及び関連規程を遵守しなければならない。